

イギリスにおける大学制度成立過程の研究 : 国庫 補助金交付開始からUGC設立まで

著者	稲井 智子
学位授与年月日	2016-12-14
URL	http://doi.org/10.15083/00075396

審査の結果の要旨

氏名 稲井 智子

イギリス高等教育史研究においては、「援助すれども統制せず」という言葉が示すとおり、中世以来の伝統的大学であるオックスブリッジのみならず、20世紀に入ってカレッジから昇格した市民大学についても、国家からの独立性（自治）が長い間保障されていたとの通説的理解がある。これに対して本研究は、市民大学に対する補助金と勅許状の交付をめぐる国家—大学関係のダイナミズムを一次史料に基づいて丹念に読み解くことで、国家が大学制度の成立において果たした役割の再評価を試みるものである。

本論文は、先行研究を概観して本研究の課題設定を行い、研究方法について述べた序章に続く3部構成の本論8章、及び終章から成る。第1部（1～4章）では、1889年に本格的な交付が始まった国庫補助金がカレッジの財政において地方からの援助の単なる補完に留まらない重みを持つようになるにつれて、「大学水準の教育＝教養教育」が交付の条件として重視されていった過程を政府諮問委員会によるカレッジの視察及び評価の報告書と勧告内容などを基に描きだしている。すなわち、国庫補助金制度のもとで、技術・専門職教育を重視していた新興高等教育機関であるカレッジの教育内容に変容が迫られるとともに、カレッジが法人格を獲得していく過程において運営における地方自治体の影響力は弱められていった。第2部（5～6章）では、1900年代における市民大学設立過程の分析を行っている。伝統的大学であるオックスブリッジでは、カレッジが教育を担い、大学は試験・学位授与を行うという機能分化がなされていたが、市民大学の設立は、その両方の機能を担う単一の大学の誕生を意味するとともに、学位の多様化に伴い、その等価性を保証するための仕組みを構築する必要を生じさせるものであった。勅許状交付過程における「水準」に関する議論においては、学位だけでなく入試についても合同委員会の設立等の方法により、「水準」を維持することが目指されていた。これは大学制度が形作られる過程であると同時に、中等教育機関との接続をも視野に入れた教育制度の整備拡張を意味していた。第3部（7～8章）では、1900年代以降の国庫補助金制度を対象に分析を行い、市民大学の設立による教育内容と学位の多様化の影響を受け、政府諮問委員会における「大学水準の教育」の定義もまた変化を遂げ、応用科学や技術・専門職教育をその一部として含むようになったことを指摘している。1919年の大学補助金委員会（University Grants Committee）の設立は、この再定義された「大学水準の教育」という概念に基づいて、オックスブリッジを含むイギリスの大学全体を対象とし、なおかつ高等教育と中等教育との接続を図りながら、国庫補助金が交付されることになったという意味で、イギリスにおける大学制度の成立を象徴的に示すものであった。終章では、近代市民大学の設立を契機とする「大学」理念の変容に関して、主として教育内容とガバナンスの視点から分析を行った結果と、その過程における国家の役割の再評価に関する本研究の知見を整理し、残された課題について述べている。

本研究は、イギリス高等教育史研究における、大学の国家からの独立性（自治）に関する通説の見直しに資するものであるだけでなく、地方産業からの技術・専門職教育に対するニーズに応じて設立されたカレッジが大学に昇格するにあたって、一方的に伝統的な教養教育の重視を求められたとする理解の再検討を促している点でオリジナルな学術的貢献が認められる。よって、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するに相応しいものと判断された。